

特別養護老人ホーム花ぞの 料金表

令和元年10月1日改定

◆ 介護保険適用サービス費（利用者負担分）

要介護	介護サービス費	機能訓練加算	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	看護体制加算	1日あたりの利用料金(円)		
							1割	2割	3割
1	638	12	14	46	21	8	749	1498	2247
2	705	12	14	46	21	8	817	1634	2451
3	778	12	14	46	21	8	891	1782	2673
4	846	12	14	46	21	8	960	1920	2880
5	913	12	14	46	21	8	1028	2056	3084

◇ 寄居町は地域区分7等級のため、1単位あたり10,14円の計算となります。

◆ 食費/居住費（ホテルコスト）

利用者負担段階(※)	1日あたりの食費(円)	1日あたりの居住費(円)	1日あたりの食費・居住費の合計(円)
第1段階	300	820	1,120
第2段階	390	820	1,210
第3段階	650	1,310	1,960
第4段階	1,392	2,006	3,398

◆ 特別な室料(円)・・・上記居住費にそれぞれ加算されます。

北向き窓側	2階	3階	200
南向き窓側	2階	3階	300
トイレ付き	2・3階		500

◆ その他の費用（入所される方の状態等により、これ以外にもかかる場合があります。）

加算項目	1日あたりの費用(単位)
初期加算	30
療養食加算	18（1食1回6単位）

追加項目	1ヶ月あたりの費用(円)
私物電化製品(1台)	500
教養娯楽費	500
貴重品管理サービス	1,500

加算項目	1ヶ月あたりの費用(単位)
経口維持加算(I)	400
口腔衛生管理体制加算	30
介護職員処遇改善加算	各月の介護保険料の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算	各月の介護保険料の2.7%

追加項目	1日あたりの費用(円)
おやつ代	50
日常生活費	200

追加項目	1回あたりの費用(円)
医療費・薬代・整髪費・歯科治療代・個別外出など	実費

※ 所得に応じて、食費/居住費の負担限度額が設けられており、負担が軽減されます。（負担の軽減を受けるには、市町村への申請が必要です。）

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等（市町村民税世帯非課税）
第2段階	・世帯全員及び配偶者（世帯分離している場合も含む）が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方等 ・本人の預貯金等が1000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下）
第3段階	・世帯全員及び配偶者（世帯分離している場合も含む）が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第2段階に該当しない方等（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方等） ・本人の預貯金等が1000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下）
第4段階	・上記以外の方（市町村民税世帯・本人課税者）

＜お問い合わせ＞ 特別養護老人ホーム花ぞの
TEL 048-584-7187
FAX 048-584-7787